

政策 4 環境にやさしく自然が豊かなまち

施策 1



豊かな自然を保全する

前期基本計画での取組状況

キッズISOプログラム、くまがやエコライフフェア、水辺観察会や各種環境講座の開催等、様々な年代に広く環境意識の向上を図ることにより、行動改善のきっかけを提供することができました。

「市の魚・ムサシトミヨ」やホテルについては、その保護のため、地域や市民団体等と連携し、里山の再生保全活動など身近な自然環境の保全に取り組み、個体数が着実に増加しました。

現状

本市は、利根川と荒川の二大河川を有し、平地に広がる田園や畑、南部の丘陵地など豊かな水と肥沃な大地に恵まれた自然環境にあります。

このような自然環境の中、多様な動植物が生息しており、これらの中には、世界で唯一市内の元荒川にのみ生息するムサシトミヨをはじめ、清流に舞うゲンジボタル、カワラナデシコやミズアオイなどの希少な動植物も見られます。

しかし、近年は、宅地開発や屋敷林の減少などにより、生物多様性の宝庫である市内の緑は減少し、生息環境も変化しています。

課題

人々に潤いと安らぎを与えてくれる自然の恵みを守り、後世に伝えるためには、地域や市民団体等と協働し、ムサシトミヨやホテルの保護活動、里山の保全活動などを通じ、環境に関する意識を高めるとともに、貴重な動植物の生息環境を保全することが大切です。

くまがやエコライフフェアや里山ウォーキングなどのイベントや環境講座を通じて、多くの市民が自然や環境について考える機会を提供することも重要です。

基本方針

外来種に対する注意喚起の情報を発信しつつ、様々な環境問題への理解と意識を高めるとともに、講座やイベント等の開催や子どもたちの環境学習活動を通して、地域や市民団体等による環境保全活動を支援します。

また、貴重な動植物の生息環境の保全を推進し、希少な動植物を保護・育成する団体等の活動を支援します。



施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値10年後)
環境講座の受講者数	599人	800人	484人 (令和3年3月)	1,000人 (1,000人)
ムサシトミヨの生息数 ※おおむね5年ごとに行う個体数調査の数値	2,345匹	8,000匹	4,754匹 (令和2年3月)	16,000匹 (16,000匹)
ホタル保護重点区域内のホタル確認数	608匹	650匹	948匹 (令和4年7月)	700匹 (700匹)

施策の体系

豊かな自然を保全する

1 環境意識の向上を図る

2 緑と水辺環境を保全する

単位施策1 環境意識の向上を図る

単位施策の概要

環境に関する講座、環境関連施設の見学会、環境関連イベント等の実施を通して、市民の環境学習を支援します。

主な取組

- ・環境教育講座の受講促進
- ・環境施設見学機会の拡充
- ・エコライフフェアの開催

単位施策2 緑と水辺環境を保全する

単位施策の概要

身近な緑と水辺環境の保全、希少野生動植物を取り巻く生態系保護のため、市民連携によるボランティア活動、地域や環境団体の環境保全活動を支援します。

主な取組

- ・ムサシトミヨの保護
- ・ホタルの保護
- ・環境保全活動の支援
- ・太陽光発電設備抑制区域の設定



〔ムサシトミヨ個体数調査〕

序

第一編

基本構想

第二編

後期基本計画

第三編

第一章

第一章

第二章

第二章

第三章

第三章

政策1

政策1

政策2

政策2

政策3

政策3

政策4

政策4

政策5

政策5

政策6

政策6

政策7

政策7

政策8

政策8

資料編

第四編



施策 2



生活環境を保全する

前期基本計画での取組状況

環境調査（市内を流れる河川や地下水及び大気中に含まれる環境基準値が設定された項目の測定。ダイオキシン類等の測定。道路付近における自動車騒音の計測。）の実施及び市内に約 500 以上ある規制対象事業所のうち、毎年 100 件を超える事業所への立入検査や監視・指導を行いました。また、騒音、振動、悪臭及び野外焼却等についての市民相談や土壌汚染に関する事業者からの相談に対応しました。

河川・水路の水質汚濁対策として、異常水質事故が発生した際には被害が最小限度にとどまるよう迅速な対応を行いました。

平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までに、補助制度によりくみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を 137 世帯で実現しました。

現状

事業所等への立入検査や監視・指導の対象範囲を拡大し、大気、河川、地下水、自動車騒音及びダイオキシン類等の環境調査を実施しました。その調査結果として、熊谷市内の測定値と環境基準値を比較公表しています。

さらに工業団地付近では、地元住民の協力により「きれいな空気巡視員」が毎月、大気の巡視を行っています。

なお、東日本大震災後の懸念事項である空間放射線量についても、学校や公園などの約 100 か所で毎年測定を行い、除染基準を大幅に下回る数値であることを確認しています。

また、河川や水路等の水質改善のため、公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の適正な維持管理を行い、浄化槽整備区域では、合併処理浄化槽転換補助事業による生活排水処理対策や設置した合併処理浄化槽の適正管理のため、平成 22（2010）年度から補助制度を創設し、平成 26（2014）年度には補助期間を 5 年間から 10 年間に延長しました。

課題

健全で快適な生活環境を確保し維持していくためには、大気等の各種環境調査を引き続き行い、事業者の理解と協力を得ながら立入検査を実施するなど、将来にわたり継続的な監視・指導を行うことが必要です。

し尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は、熊谷市内に 2 か所と行田市に 1 か所の計 3 か所ありますが、稼働開始から 35 年以上経過する施設や市外の施設もあり、施設の統廃合が必要となっています。

- 第一編
- 序
- 第二編 基本構想
- 第三編 後期基本計画
 - 第一章 後期基本計画 各論
 - 第二章
 - 第三章
 - ▼政策 4 環境にやさしく自然が豊かなまち
 - 政策 1
 - 政策 2
 - 政策 3
 - 政策 4
 - 政策 5
 - 政策 6
 - 政策 7
 - 政策 8
- 第四編 資料編



基本方針

快適な環境を保全するため環境基準の達成を目標に掲げ、事業所に対して環境保護に関する助言・指導を行うとともに、公害発生源への継続監視・指導等を強化することにより、異常発生 of 早期発見・解決を図ります。

市民からの公害に関する苦情や相談、事業者からの事務手続に関する相談等が寄せられた際には、関係機関と連携して迅速に対応します。

更に健全で快適な生活環境を確保し未来へ継承するために、事業者と公害防止協定を締結し、公害の防止と環境負荷の低減を目指します。

また、生活雑排水未処理世帯への指導・改善と合併処理浄化槽への転換促進に努めるとともに、し尿処理施設の統廃合を進めます。

施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和 5 年 3 月)	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値 10 年後)
公害防止協定の締結数	147 件	170 件	171 件 (令和 4 年 3 月)	190 件 (190 件)
公害苦情の年度内解決率	85.0%	90.0%	90.0% (令和 4 年 3 月)	95.0% (95.0%)
合併処理浄化槽の法定検査実施率	51.3%	60.0%	57.6% (令和 4 年 3 月)	67.0% (67.0%)

施策の体系

生活環境を保全する

- 1 公害のないまちをつくる
- 2 生活排水を適切に処理する

序

第一編

基本構想

第二編

後期基本計画

第三編

第一章

第二章

第三章

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

政策 8

資料編

第四編

▼政策 4 環境にやさしく自然が豊かなまち



単位施策 1 公害のないまちをつくる

単位施策の概要

事業者との公害防止協定の締結、公害等の発生源への立入検査や監視・指導を継続し、公害防止や環境負荷の低減を図ります。

また、公害等に関する苦情については、関係機関と連携して迅速に対応します。

主な取組

- ・ 大気、水質、騒音及びダイオキシン類等の環境調査
- ・ 事業所への立入検査、監視・指導
- ・ 公害苦情処理の迅速な対応
- ・ 公害防止協定の締結の推進
- ・ 太陽光発電設備設置後の現地確認、監視・指導



〔事業所の水質検査〕



単位施策2 生活排水を適切に処理する

単位施策の概要

河川や水路等の水質改善のため、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を促進します。

主な取組

- ・ 合併処理浄化槽の整備の促進
- ・ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進
- ・ し尿処理施設の統廃合



〔第一水光園〕

序

第一編

基本構想

第二編

後期基本計画

第三編

第一章

第二章

第三章

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

▼政策4 環境にやさしく自然が豊かなまち

資料編

第四編



施策 3

12 循環型社会
の構築

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

前期基本計画での取組状況

5 R^{*}の推進のため、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助制度の充実を図るとともに、市民参加のリサイクルフェアの開催、市民が行うリサイクル活動への支援等に取り組むことによりリサイクル率の向上につながりました。

また、市民協働事業として、ごみ減量を推進するため、幅広い世代をターゲットにしたごみ分別PR動画を作成し、YouTubeの「熊谷チャンネル」から配信しており、令和4(2022)年11月までに18,000回以上再生されているほか、事業系一般廃棄物の展開検査を行い、適正なごみ処理を促すことで、ごみの総排出量を削減することができました。

現状

循環型社会の形成と5 Rの推進のため、家庭内での生ごみ処理容器の普及、リサイクルフェアやフリーマーケットの開催、リサイクル活動への支援、マイバッグやマイボトルの利用推進、生ごみ水切り運動、食品の食べ切り運動、フードドライブの推進、エコショップ認定制度の推進、ごみ分別アプリの配信、子ども向け環境学習講座(エコスクール)等を実施しています。

また、最終処分場の長寿命化対策として、一部事務組合の「大里広域市町村圏組合」の施設で中間処理(焼却処理)され発生した焼却灰は、セメントの原料として再資源化が図られています。

課題

循環型社会の形成を加速化するため、一層のごみ減量化に取り組み、5 Rの取組を実施していくとともに、市民一人一人の環境意識の醸成と向上を図る啓発活動を充実させていく必要があります。

また、熊谷市、深谷市及び寄居町のごみ処理を行う大里広域市町村圏組合により運営されている4つの焼却施設は度重なる改良工事によって長寿命化を図ってきたものの、施設の劣化は避けられないため、統廃合により新施設を建設する必要があります。

基本方針

循環型社会の形成のため、市民一人一人によるごみの減量と資源の有効活用などの5 Rに向けた取組を推進します。

また、大里広域市町村圏組合が運営するごみ焼却施設4施設の統廃合及び新設に向けた取組を推進します。

^{*} 5 R リフューズ=ごみの発生回避、リデュース=ごみの発生抑制、リユース=再使用、リペア=修理、リサイクル=再資源化の頭文字。

第一編

第二編

第三編

第一章

第二章

第三章

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

第四編

序

基本構想

後期基本計画

第三章 後期基本計画 各論

▼政策4 環境にやさしく自然が豊かなまち

資料編



施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 (基準値)	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値10年後)
市民一人一日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量	1,114g	1,050g	1,083g (令和3年度)	1,000g (1,000g)
ごみの資源化率	22.2%	24.0%	20.9% (令和3年度)	25.0% (25.0%)

施策の体系

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

- 1 5Rを推進する
- 2 ごみ焼却施設の統廃合と新たな施設整備を進める

単位施策1 5Rを推進する

単位施策の概要

ごみの発生回避、減量化、再利用及び再資源化など、5Rの取組を強化し、環境負荷の少ない循環型社会づくりを推進します。

主な取組

- ・ 環境意識の醸成と向上を図る啓発活動の充実
- ・ ペットボトルやレジ袋の削減による、ごみの発生回避（リフューズ）の推進
- ・ 家庭ごみ及び事業ごみの減量化（リデュース）
- ・ ものの再使用（リユース）と修理（リペア）の推進
- ・ 資源の集団回収など、再資源化（リサイクル）の推進



〔熊谷市ごみ分別アプリ〕 左：ホーム画面、右：起動画面

単位施策2 ごみ焼却施設の統廃合と新たな施設整備を進める

単位施策の概要

大里広域市町村圏組合及び構成市町と調整を図り、現在、同組合で計画しているごみ焼却施設の統廃合及び新たな焼却施設の整備を進めます。

また、今後更新が必要となる同組合の不燃物処理施設（現「大里広域クリーンセンター」）についても、同組合及び構成市町で、将来の方向性について検討します。

主な取組

- ・大里広域市町村圏組合の焼却施設の統廃合及び新焼却施設の整備
- ・大里広域市町村圏組合の不燃物処理施設の更新検討



〔熊谷衛生センター（大里広域市町村圏組合）〕



〔リサイクルフェア〕

第一編

第二編

第三編

第一章

第二章

第三章

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

第四編

資料編

序

基本構想

後期基本計画

第三章 後期基本計画 各論

▼政策4 環境にやさしく自然が豊かなまち



施策 4



地球温暖化対策を推進する

前期基本計画での取組状況

「第2次熊谷市環境基本計画」及び「熊谷市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市有施設への省エネ設備の導入、スマートハウス及びみどりのカーテン等の普及、住宅等への太陽光発電システム、家庭用燃料電池や蓄電池の導入、市有施設・市有地を活用した大型太陽光発電事業の支援等、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策を推進しました。さらに、EV^{*}、PHEV^{*}の普及を推進するため、V2H^{*}や充電設備の設置に係る費用の補助を実施しました。その結果、スマートハウス159棟を含む1,361世帯が新エネ・省エネ等設備を導入しました。

令和元(2019)年度に実施した「熊谷市地球温暖化対策に関するアンケート調査(市民アンケート)」では、地球温暖化対策に『積極的に取り組みたい』または『快適な生活を損ねない範囲で取り組みたい』と回答した人の割合が合計で83.7%となり、多くの市民が地球温暖化対策の必要性を認識し、意欲を持っていることを示す結果となりました。また、環境講座等には毎年500人近くの参加がありました。

現状

令和4(2022)年10月に本市では「ゼロカーボンシティくまがや」を宣言しました。その実現と実行を目指し、2050年度カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化対策に係る取組を実施しています。

課題

脱炭素社会の実現のためには、創エネルギー、省エネルギーの推進、スマートシティの推進、循環型社会づくりの推進、環境にやさしいライフスタイルの推進、気候変動対応策の推進などを加速させる必要があります。

こうした取組を継続し、市域の温室効果ガスの削減に向けた実効性を高めていくため、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じ、主体的かつ協働により取り組むことが重要です。

基本方針

市有施設のCO₂削減に取り組むとともに、市全体で地球温暖化対策の取組を積極的に実践することで、「2050年CO₂排出ゼロ」の実現による、脱炭素社会を目指します。

^{*}EV Electric Vehicle の略。電気自動車のこと。
^{*}PHEV Plug-in Hybrid Electric Vehicle の略。外部から充電する際、コンセントにプラグを挿す(Plug-in)こと、つまり外部から充電できるHV自動車のこと。
^{*}V2H Vehicle to Home の略。大容量のバッテリーが搭載されている電気自動車やプラグインハイブリッド車のことで、その電気を電源として家庭で利用できるシステムのこと。

- 第一編 序
- 第二編 基本構想
- 第三編 後期基本計画
 - 第一章 第三章 後期基本計画 各論
 - 第二章 政策1
 - 政策2
 - 政策3
 - 政策4
 - 政策5
 - 政策6
 - 政策7
 - 政策8
- 第四編 資料編



施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和 5 年 3 月)	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値 10 年後)
市有施設の CO ₂ の削減率*	-	6.0%	12.0% (令和 4 年 3 月)	31.0% (11.0%)
新工ネ・省工ネ等設備設置世帯数 (市の補助制度を利用したもの)	393 世帯	450 世帯	342 世帯 (令和 4 年 3 月)	550 世帯 (550 世帯)
庁用車への次世代自動車 (EV・ PHEV・燃料電池自動車等) の普及 推進	-	-	13 台 (令和 4 年 3 月)	43 台
市有施設の次世代自動車充電設備の 普及推進	-	-	2 基 (令和 4 年 3 月)	30 基

* 「市有施設の CO₂ の削減率」について、第 4 次熊谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づき、基準年度を平成 29 (2017) 年度から平成 25 (2013) 年度へと変更。

施策の体系

地球温暖化対策を推進する

- 1 ゼロカーボンシティ宣言を着実に推進する
- 2 再生可能エネルギー施策を推進する



〔くまがやエコライフフェア (くまがや環境賞)〕



単位施策1 ゼロカーボンシティ宣言を着実に推進する

単位施策の概要

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民、事業者、市による温室効果ガス削減の取組を推進します。

主な取組

- ・ COOL CHOICE（賢い選択）の推進
- ・ 省エネルギーのライフスタイル定着の推進
- ・ 市有施設での省エネルギー化の推進
- ・ 新たに建設する市有施設のZEB化推進
- ・ エコドライブの啓発
- ・ 庁用車への次世代自動車の普及推進
- ・ 地球温暖化防止活動推進センターとの連携



〔屋根貸し太陽光発電（めめま有機センター）〕



〔最終処分場を利用したメガソーラー〕

第一編

序

第二編

基本構想

第三編

後期基本計画

第一章

第三章 後期基本計画 各論

第二章

第三章

政策1

▼政策4 環境にやさしく自然が豊かなまち

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

第四編

資料編



単位施策2 再生可能エネルギー施策を推進する

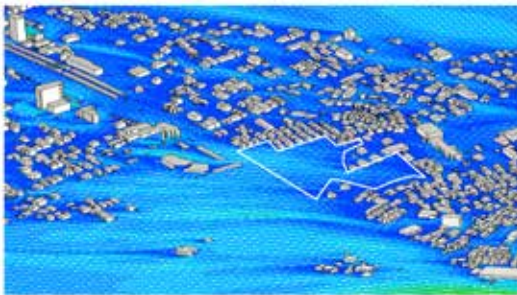
単位施策の概要

ゼロカーボンシティの実現に向け、徹底した省エネルギー化を推進し、自然と調和した再生可能エネルギーの活用・導入を促進します。

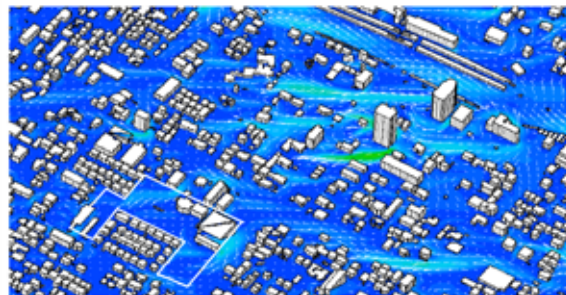
主な取組

- ・市有施設への再生可能エネルギー設備等の導入
- ・域内適地における再生可能エネルギーの普及促進
- ・家庭用燃料電池や蓄電池の普及促進
- ・スマートエコタウンの整備促進
- ・熊谷版スマートハウスの推進
- ・急速充電設備の普及促進(市有施設)
- ・電気自動車等充電設備（急速、普通、V2H）の普及促進
- ・PPAの導入検討

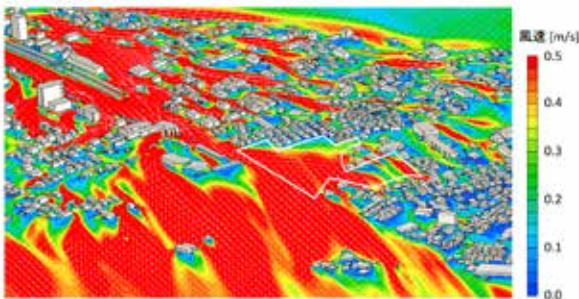
〔スマートエコタウン（風・温熱環境シミュレーション）〕



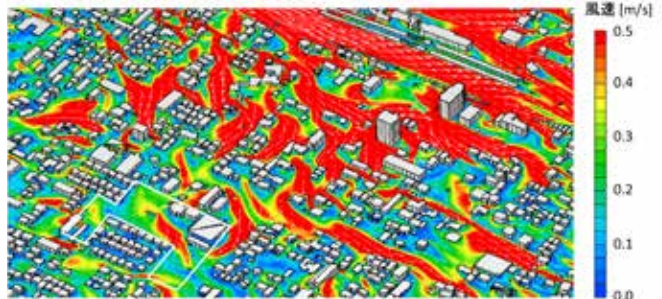
〔籠原駅北口 夏季、
流入風 2.4m/s@GL6.5m、東〕



〔籠原駅南口 夏季、
流入風 2.4m/s@GL6.5m、東〕



〔籠原駅北口 冬季、
流入風 5.5m/s@GL6.5m、北西〕



〔籠原駅南口 冬季、
流入風 5.5m/s@GL6.5m、北西〕

出典：スマートエコタウン関連調査報告書

第一編
第一編
第二編
第三編
第一章
第二章
第三章
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
政策6
政策7
政策8
第四編
資料編